各都道府県介護保険担当課(室) 各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中 ← 厚生労働省 介護制度改革本部

介護制度改革 INFORMATION

今回の内容

「介護保険制度改正に関する要介護認定Q&A」 の一部修正について

計2枚(本送信票除く)

vol. 58-2 平成18年2月14日 厚生労働省介護制度改革本部

貴都道府県内市町村及び関係諸団体に 速やかに送信いただきますよう よろしくお願いいたします。

事 務 連 絡 平成18年2月14日

都道府県介護保険担当主管課(室) 御中

厚生労働省老健局老人保健課

「介護保険制度改正に関する要介護認定Q&A」の一部修正について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、本年2月10日付け事務連絡「「介護保険制度改正に関する要介護認定Q &A」の送付について」にて、介護保険制度改正に係る要介護認定等についてお示 ししたところですが、別紙のとおり回答を一部補足の上修正しましたので送付いた します。

貴職におかれましては、御了知いただくとともに貴管内市区町村への周知方よろ しくお願いいたします。

記

【修正部分】

介護保険制度改正に関する要介護認定Q&A 問8

本件連絡先

厚生労働省老健局老人保健課介護認定係 川内、前田、習田、増田、<u>牛渡</u> TEL 03-5253-1111 (内) 3944 FAX 03-3595-4010 電子メール ushiwata-masato@mhlw.go.jp

介護保険制度改正に関する要介護認定Q&A

問8

要介護1の認定を受けている養護老人ホーム入所者において、住所地特例の見直しにより保険者が変更となる場合には、どのような取扱いとなりますか。

(答)

住所地の異動に伴う事務手続と同様、<u>現行法に基づく要介護1の認定を受けている入所者が、新予防給付未実施市町村から実施市町村へ転入することとなる場合を除き、法第36条の規定を適用して、受給資格証明書の記載内容に基づく要介護認定を実施することは可能です。ただし、現行法に基づく要介護1の認定を受けている入所者が、新予防給付未実施市町村から実施市町村へ転入することとなる場合は、</u>新保険者にて認定調査を実施するとともに、主治医意見書を入手した上で、改めて審査判定を行って下さい。